

平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成17年3月10日(木曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第23号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 第5 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第22号 置戸 訓子府合併協議会の廃止に関する協議について
- 第7 議案第4号 平成16年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 第8 議案第5号 平成16年度訓子府町共同利用模範牧場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第6号 平成16年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第10 議案第7号 平成16年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第8号 平成16年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第9号 平成16年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第10号 平成16年度訓子府町水道事業会計補正予算(第5号)について
- 第14 町政執行方針、教育行政執行方針、各議案の提案理由の説明

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
税務管財課	長	皆川	義人	君
町民の声をきく課	長	谷方	正夫	君
福祉保健課	長	山川	栄二	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設耕地課	長	竹村	治実	君
生活環境課	長	菊池	一春	君
水道課	長	菊池	一春	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	橋爪	隆実	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
選挙管理委員	長	久原	清喜	君
農業委員会事務局	長	小野	良次	君
出納室	長	佐野	正敏	君
行政改革対策室	長	佐藤	純一	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	林	春雄	君
議会事務局	次長	菅野	宏	君

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。それでは定刻になりました。ただいまから平成17年第1回訓子府町議会定例会を開催いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。なお、小坂議員から、午後早退の届けが出ております。

会議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（林 春雄君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案23件です。その他決議案1件、請願1件、報告3件のほかに常任委員会の選任などがあります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、4番、渡邊易右工門君、5番、佐藤静基君、6番、橋本憲治君、8番、大坪勝廣君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間と致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいまお許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成17年第1回定例町議会をご招集申し上げましたところ、全員のご出席をい

ただき、厚くお礼申し上げます。

さて本定例会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、平成16年度各会計補正予算案についてであります。一般会計におきましては、その主なものといたしまして、総務費では社会資本整備基金の積立金追加補正などを、民生費では重度心身障害者医療費助成などの扶助費の減額をはじめ、国民健康保険事業特別会計繰出金の追加補正及び介護保険事業特別会計繰出金の減額補正などを提案させていただいています。また、衛生費では可燃ごみ処理業務委託料などの委託料の減額補正及び、老人保険特別会計繰出金の追加補正などを提案させていただいています。農林水産業費では、負担金補助及び交付金など。土木費では工事請負費や用地取得費など。消防費では、北見地区消防組合負担金の減額補正などのほか、教育費全般にわたる減額補正も提案させていただいています。さらに一般会計全般にわたり、事務事業の執行状況による歳入歳出の決算見込みなど行なった結果、一般会計で、総額1億1,880万円の減額補正を提案させていただいております。特別会計及び事業会計につきましては、牧場事業特別会計ほか、4会計及び水道事業会計において決算見込み等により、追加あるいは減額の補正を提案しています。国民健康保険事業特別会計につきましては、医療給付及び療養費の増加に伴う追加補正を、介護保険事業特別会計につきましては、施設介護サービス給付費の減額と居宅介護サービス費の追加補正となっております。

次に、平成17年度の各会計予算についてであります。一般会計をはじめ、5特別会計及び水道事業会計について、別冊の予算書案のとおり提案させていただきました。厳しい財政運営の状況から、一部事務事業の見直しなどによる緊縮的な予算となっておりますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に条例の制定ですが、一層の行財政改革を推進する組織機構とするための訓子府町事務分掌条例をはじめ、寒冷地手当などの減額に伴う職員の給与に関する条例。共同利用模範牧場特別会計を廃止するための訓子府町特別会計条例。入園料の見直しに伴う、訓子府町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正の条例案を提案させていただいています。

次に、置戸町との合併協議が不調に終わったことに伴う、置戸・訓子府合併協議会の廃止に関する協議についてを提案させていただいています。

また、町道路線の変更、網走支庁管内町村公平委員会委員の選任、北網広域圏組合規約の変更、網走地方教育研修センター組合規約の変更について、それぞれ提案させていただきました。さらに平成16年度一般会計予算において、台風の災害により、急施を要した保安林管理費に係る専決処分について承認をお願いしています。詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております。行政報告を申し上げます。

始めに、ふるさと銀河の存続問題についてでございます。ふるさと銀河線の存続問題について、1月30日と2月26日にそれぞれふるさと銀河線関係者協議会が開催されましたので、その協議経過についてご報告いたします。

まず、1月30日に開催された第10回関係者協議会においては、道から北海道の交通網としてのふるさと銀河線の位置づけなどに対する考え方や、バス輸送の試算が示され、この中でふるさと銀河線については、利用実態からみて幹線鉄道ではなく、地域の交通機

関であるという認識と、沿線住民の足の確保の手段として、バス輸送の選択を検討すべき時期に来ていることの考えが明らかにされました。また、バス輸送した場合の沿線自治体負担額の試算では、バス転換に伴う逸走率は5%の場合には、3,200万円、20%の場合には、5,500万円、50%の場合には、1億3,000万円となり、それぞれ特別交付税による80%措置後の自治体負担額は、逸走率が5%の場合は、640万円、20%の場合には、1,100万円、50%の場合には、2,600万円となり、ふるさと銀河線を存続した場合の赤字額と比較すると、自治体負担は極めて少ないとの説明がありました。

その後、行われた意見交換において、民間人登用による経営改善やバス輸送の論議を行うため、第一基金の元金を取り崩してでも、存廃の結論を1年先送りすべきという意見がありましたが、一方では先送りした場合には、1年間で約4億円の基金がなくなってしまう。第一基金は、廃止後のバス利用者に対する負担軽減に活用することも予定しており、安易な結論の先延ばしはすべきでない。昨年6月の合意に基づき、本年3月までに結論を出すべきとの相反する意見が沿線首長から出され、再度協議の場を設けることとされたところであります。

その後、開催した北海道の副知事を含めた沿線の首長会議においても、意見の統一ができず、2月26日の第11回関係者協議会において、改めて協議が行われました。第11回関係者協議会においては、バス輸送についての検討のほか、陸別町長から提案のあったふるさと銀河線の再生計画についての意見交換を行いました。

計画の内容は、徹底した民間運営を基本とし、沿線1市6町の持ち株による銀河物産公社を設立し、地場産品等の都市部への販路拡大等により運賃収入以上の収入を得られるなどのほか、レール1メートル所有キャンペーンなど、従前にはない新たな発想によるものがありますが、これに対し、評価する意見と疑問視する意見が出されました。

疑問視する意見としては、「物販事業はそんな甘いものではない。具体的な数字の積み上げを示していただかなければ検討の仕様がなない。」あるいは、「毎年の赤字のほかに発生する車両更新や施設の改修費の捻出をどうするのか。」また、「会社の要因の確保などについて、具体的な考え方が示されていない。」さらには、提案の中で所有と経営を分析するとあるが、鉄道施設の改修など、施設の所有に係る経費は誰が負担し、経営の責任は誰を想定しているのかなどであり、最終的には沿線自治体の疑問を取りまとめ、提案いただいた民間の方に紹介し、責任ある回答を得て判断することになりました。いずれにしても、北海道としては3月21日に開催予定の関係者協議会の中で、一定の結論を出したいとしております。

なお、関係者協議会終了後に、北海道ちほく高原鉄道株式会社取締役会が開催され、万一、関係者協議会で結論の先送りされた場合には、会社としての判断で結論を出さなければならない状況になるとの説明がありました。また、先に決定した運賃改定について、北海道運輸局との事前協議の結果、運賃改定は運航が継続されることが前提であり、存廃が不透明な中での許可の判断はできないとの回答があったことを受け、当面見送ることを決定いたしました。

以上、ふるさと銀河線の存続問題に係る協議経過等について説明をさせていただきましたが、今月中には何らかの結論を出さなければならない最終段階に来ており、状況的には

非常に厳しいと言えます。町民の足を守る立場で、引き続き沿線市町と連携を図りながら対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、茨城県関城町と締結しております教育姉妹町交流事業につきまして、報告させていただきます。昭和63年11月14日、本町と茨城県関城町と全国で初めて教育姉妹町を締結し、平成元年度から少年大使を中心に交流を深め、現在までに本町から関城町に延べ479人が、また、関城町から当町に延べ484人、あわせて延べ963人もの交流がされています。さらには、少年大使のみならず家族ぐるみでの交流など、個人的なものも含めると大変多くの交流人口になろうかと思えます。

しかし、教育姉妹町交流事業につきましては、今年の「さむさむまつり」時に来町されました関城町教育委員会滝沢教育委員長さんから、「今年の3月28日から、関城町他1市2町が合併し、筑西市として新たな歩みを始めることになり、これに伴い、教育姉妹町交流事業を今後も継続してことが難しく、残念であるが、今年度をもって終結させていただきたい。」旨のお話がありました。

多くの成果を残してきた、この事業が終了することは誠に残念ですが、事情も十分理解できることから、了承せざるを得ないと判断致したところでございます。

これからは、今までのような形での交流事業できなくなったとしても、多くの町民が現在まで培ってきた友情の絆をさらに育み大きな友情の輪となって、未永く交流されますよう期待するとともに、改めてこの事業を今まであたたかく見守っていただきました町議会議員をはじめ、多くの関係者の皆さまに、この場をお借りし、心からお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

次に、ペイオフ全面解禁に伴う対応についてでございます。1,000万円を超える預金の全額保護措置が原則的に外れるペイオフ解禁を4月に控えて、本町の対応についてご報告いたします。

本年4月から、無利息の普通預金等の決済用預金以外は、ペイオフ解禁となります。

ペイオフ解禁になりますと金融機関が破綻した場合、預金額のうち、最高限度1,000万円とその利息が預金保険機構から支払われ、残りについては破綻した金融機関の財産状況等の清算結果によって、支払われることとなります。

平成14年4月からのペイオフ解禁を前にして、本町では、「ペイオフ解禁に係る庁内連絡会議」を組織し、「訓子府町公金保護基本方針」を策定しました。

今回の全面解禁にあたっても会議を開催し、対応を検討の結果、公金の預金管理を次のようにしたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

現在、預け入れしています金融機関ごとに1,000万円を定期預金とし、1,000万円を超える額は、決済用預金といたします。

これにより、町の公金は、金融機関が破たんしても全額保護されることとなります。

この措置の事務処理は、本年3月末日までに終える予定であります。

以上、ペイオフ全面解禁の対応のご報告といたします。

次に、民生費指定寄付金ついて、ご報告いたします。

前回の議会以降におきまして、民生費指定寄付金がありましたので、ご報告申しあげます。

去る、2月21日に、仲町の三宅一利様より、高齢者叙勲を受賞されましたことを記念

し、福祉に役立てていただきたいと、100万円のご寄付がございました。ご寄付を賜りました三宅一利様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、本定例町議会において、補正予算として提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対し、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。質疑ございませんか。

11番、山本朝英君。

11番（山本朝英君） 今、行政報告の中で、ふるさと銀河線の関係がありました。これはちょっと自分聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、これは10%、20%、30%ですか。これは例えばバスになった場合、訓子府からの負担なのか、訓子府の負担分がそういうことになるというこの金額なのかということと、もう1点、そうだとしたら置戸の場合、これはちょっと別の話になりますけども、置戸町との場合どうなるのか、その点ちょっとお願いをしたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、ふるさと銀河線の関係で、逸走率という表現を使っているんですけども、5%、10%減、それぞれの状況について、お知らせをしたところですけども、この逸走率と言いますのは、銀河線が廃止に伴いまして、バスに転換したことに伴って、お客さんが乗らなくなるだろうという率が逸走率でございまして、銀河線の運賃とバスの運賃との比較したものではありません。参考までに銀河線の運賃と、仮に廃止となった場合のバスの運賃との比較でございまして、北見 訓子府間で通学定期1ヶ月で申しますと、現在銀河線については、10,450円になってございます。それがバス輸送になったとしました場合には、19,800円になります。差し引きで、9,350円ほど利用者の負担が増えるという状況になります。ちなみに、置戸の場合につきましては、銀河線が12,970円。それと、バスになった場合につきましては、33,720円というところで、20,750円ほど利用者の負担が増えるということになってございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） 同じくふるさと銀河線の関係でちょっとお尋ねしたいんですけども、2月26日の関係者協議会においていろいろ検討されたということですが、今月21日に再度協議会を開いて検討するということですから、ちょっとお伺いをして、確認をしていきたいんですけども、昨年9月ですけども、私、一般質問で銀河線を存続させるべきだということで、いろいろと町長に提案をした経過があるんですが、今の行政報告を聞きまして、若干、私が話したこともいづらか、取り入れてくれたのかなという感じもします。その一つに、先ほど町長がお話しました1メートルの、その個人の株と言うか、そういうような意味で、他所の町で、昨年9月に話したときに、ちょっと名前忘れてしまって申し訳なかったですけども、まくら木を沿線の住民に、あるいは、またいろいろとほかの方々にも興味のある方に買ってもらうと。その金額を利用させてもらうということなので、やっておられるという話をさせていただいたんですけども、今回もそういう意味

では同じような考え方なんだろうなと思っております。これから21日に、また相談するということですから、ぜひ、そういったことを進めていただきたいなと。先ほど、町長の説明の中で、具体的なものがさっぱり中身がわからないと。そういう、いろんな銀河線を残すための荷物を運ぶ、そして、収入を上げる。それらについての具体的なものは何もないのではないかとというような指摘もあったということですけども、少なくとも、そういうような、今言った1メートルの株と言うんですか、そういったものを利用してもらうと。沿線住民、あるいは、また日本全国から、そういったもので募集をすると。まくら木の場合は、そこに名前を書いたと。まくら木に名前を持ち主の名前を書いていったという経過があるわけですけども、同じような形で、そういうことも取り入れていけば、例えば子供が生まれたと、子供のために記念として、そういったもの残すんだというようなこともあるだろうし、いろいろその考え方があるだろうと思うんですね。ぜひ、そういったことで、残すための努力として、その21日の協議会のときには、そういう方向で進めていただきたいなと思うんですよ。ぜひ、町長には、いろんな首長さんがおられるということですけども、少なくとも訓子府の町長は、そういう意味で一つ努力をしていただきたいなと思うんですけども、なんとかがんばっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今、松浦議員がお話されたことについてもよくわかります。残すための努力、これは私どもも、最善を尽くして努力をしまいたったわけですが、ただ、銀河線になりまして、当初100万人ほどの年間の利用があったわけですが、現在、それが50万人を切っているというような利用の状況でございます。しかし、それでも会社としての経営努力によりまして、赤字幅としては、ほとんど変わっていないところまで経営努力をしてきているわけでございます。そうした現況を考えますと、これからさらに利用客を増やすことができるのかという問題もございますし、また、このまま運行継続することによって、さらに毎年4億円の赤字を出していくことになるわけですが、それらの赤字をどうやって穴埋めしていくのかということが、はっきり見えない限りは、私の気持ちとしても存続させたい気持ちは山々ですが、しかし、なかなか厳しい状況にあるということについて、ご理解を賜ればと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 10番、渡邊守彦君。

10番（渡邊守彦君） 今のふるさと銀河線の存続問題の行政報告の中で、運賃改定が認められなかったと。これは一体どういうことなのかと。どこが経営して、例えば銀河線が経営してやっているのに、最小限の運賃負担は必要だということで、改定は必要だということで、改定をしようとしていたにもかかわらず認められなかった。これは言ってみれば、存続じゃなく、廃止ありきでないかと、もう先が見えているんだと、何をやってもだめなんだと。こういう解釈にとられますが、この点ちょっと内容を説明いただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま運賃値上げの取りやめをしたということにつきましてのお尋ねをいただきました。

銀河線の運賃につきましては、運賃改定する際には、北海道運輸局の認可、国の認可が

必要になります。その中で、会社の方で値上げしたいということで、事前に申請書類をつくりまして、協議を行っているところなんですけれども、その中で、少なくとも継続していくから運賃値上げが必要なんだということでない、運輸局としては、値上げをよしとする回答はできないということ言われたということでもあります。丸っきりだめでなくて、これで続けていることなれば、その時点で当然認可になるものと考えております。

以上です。

議長（柴田喜八君） 8番、大坪君。

8番（大坪勝廣君） ただいまの1点目のふるさと銀河線の存続問題につきまして、ご質問いたしますけれども、ただいま廃止を前提とした運賃の改定について、存続するのであれば認めるといことでしょうか。これは廃止前提ということになるわけだね。言い換えれば、そのような気がするんです。回答願います。それから過般、北見市が観光ガイドを発行しました。大きく報道機関も取り上げました。この銀河線の鉄路がガイドに載っていないということで報道されました。これはとらえ方によっては、意図的に載せなかったのかなと。これはテレビでもやっていたけれども、これは沿線として、また、存続運動を展開する中で、社長を務める北見市がこういうことでは一体どうなのかなとわれわれも腹立たしく思ったわけですが、うちの首長から厳重な抗議をすべきではなかったかなというふうにも思うわけがありますけれども、あるいは、また謝罪があったかどうか、そこら辺一つお聞きしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 前段私の方から、運賃の値上げが認められなかったのは、廃止前提でないかというお尋ねだったんですけれども、北海道運輸局の方の解答では、存廃問題が不透明な中での運賃値上げを認可することは、そういう判断はできないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 2番目にご質問にありました北見の観光ガイドに、銀河線を掲載しなかった問題につきましては、今ご指摘のとおり私も本当に残念に思っているところでございます。どういう理由で乗せなかったのか、これは詳細お聞きしておりませんが、しかし、本来的にこうしたことが許されるべきものではないと、私も非常に残念に思っているところでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

6番、橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 私もふるさと銀河線に1点だけお伺いをしたいと思います。沿線の首長さんによっては、随分温度差があると思うんですけども、まず経営安定第一基金が48億円で、なおかつ、31億円が断念した場合の撤去費に31億円かかるという。約17億円ぐらい残って、延命しても約4年間ぐらいで基金の取り崩しが行われると、なおかつ、これを含んでバス転換も含めて、この基金を使いたいという方針みたいで、できればここ早い結論を出したということなんですけども、町長に今私も参加させていただきまして、民間の活力ある経営努力を入れて、再生計画を今いろいろ今回に出して、地域住民から出てきていると思うんですけども、先ほどあったように持ち株制度とか、産業を起こして地場産品の販売とか、レールの販売とか、いろんな提案があったと思うんですけ

ども、首長として、それを含めて今日だったか、昨日だったですか、置戸町長も大変厳しいというようなだんだんだんそういう方向に流れていってるのかなと思うんですけれども、そういうその民間の経営努力を当町の首長としては、どういうふうにとらえているのか、町長の見解を伺いたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 銀河線の存続問題につきましては、これは先ほども申し上げましたように、現在利用されている利用状況では、経営としては成り立たない状況になってきている。申し上げたように、当初の利用者からみれば、現在も半減しているというような状況がございますことと、さらには、これから問題になりますのは、車両そのものも、もう大変老朽化してきておりまして、これらの車両の更新。この車両更新するということになりますと、1台、約9,300万円くらいかかるのかと思います。公共交通機関として、この銀河線を運行する以上、住民の、利用者の安全を無視した形で車両の更新せずに、そのまま運行するという事は、これは許されないことだと思います。さらに、またレール交換もございますし、それから従業員の方の中にも非常に病欠している人もおりますし、また病気をお持ちの方で、いわゆる体調不良の方が多いというような状況でございます、私はそうしたことを考えたときに、やはり安全運行、乗客の安全をいかに確保しながら銀河線運行するかということが必要になってくるわけで、そうした意味では極めて問題があるなというふうな現況にあることを考えれば、本当に厳しい今状況にあると言わざるを得ない。さらに、先ほどもお話をさせていただいておりますけれども、逸走率。これも本当に、厳しくなっている状況でございますので、本当に果たしてこのままですね、気持ちとしては残したいのは誰よりも強い思いもありますけれども、しかし、利用者のこうした厳しい原因と、さらにまた安全という面を考えたときに、大変厳しい選択をせざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、山本朝英君。

11番（山本朝君） 2回ですか、もう1回はできるんですよね。

その中で、今運賃の銀河線の関係のなんですが、運賃の値上げ。これは北海道運輸局の方での反対だということがだめだと。許可をくれないということですよ、きつと云ってことは、上げることはだめということの自分の考え、なぜその北海道運輸局で、そういうところまで運賃のところまで、こういうローカル線に圧力かけなきゃならないのかと。単純に我々が考えるところではね。しかも、非常に赤字が続いているという中でございますから、少しでも存続も含めて延命措置になるかもしれませんけれども、そこまで廃止に向けた圧力かけなきゃならないのかなと、ちょっと理解できない部分があります。

それからもう1点は、今2年後ぐらいに道路と鉄道と両方走れる両用車ありますよね。これが随分、今連結をしても走れるという状況になってきていますし、車両も半分以下、3分の1近いというようなことも出てきてましてね。これらのことも含めて、この銀河線の関係で十分アイデアも出しながら議論されているのかどうか。非常に単純にここで時間どうかと、一般質問誰かありましたからどうかと思うのですが、例えば訓子府から北見の高校通うのに、緑陵行く場合には上常呂がそのまま学校向けて抜けるとか、病院がある、病院の方に向けれるとか、いろんなメリットたくさんあるわけですよ。それから駅

舎まで入って階段登らなくていいとか、そういったことを含めての将来的に、もっとアイデアを含めて考えられているのかなど。ちょっとその点も不安なところあるんですが、その点も十分論議されているのかどうか、もしありましたら、お答えをいただきたいと。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点のお尋ねをいただきました。先ほどの運賃改定の関係ですけれども、私も直接話しているわけではなくて、会社と北海道陸運事務局とが話していることなんで、もしかしたらニュアンスの違いあるかもしれませんが、会社の方の説明によりますと、北海道の陸運局としては、何のための運賃値上げですかと。当然、運賃値上げするときには、存続するために、経営改善するために運賃値上げするんでしょと。その行方がはっきりしていない中で、事前に申請の協議いただいても、これを認めますということは、そういう判断はできませんということを言っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。あくまでも運賃の値上げにつきましては、国の認可が必要だということでございますので、仮に会社の方で上げると決めても認可ならないと値上げはできないということでございます。

それと、デュアルモードビークルを含めて検討されているのかというお尋ねですけれども、住民団体の方からもこのデュアルモードビークルを導入したらどうだというようなご提言も過去数度ありました。このデュアルモードビークルにつきましては、乗車定員が29人だということがございます。現在の法の下では、大型のいわゆる二種免許と言いますか、営業のバスの免許と、それと銀河線の運転手さんの免許と二通りの免許が必要だと。それが無い場合は、常に乗員を二人確保していないと運行できないということがございます。それと先ほど言いました29人という乗員、乗車定員を考えますと。仮に1番多い朝7時に、北見の方に行く学生さんの乗車状況を見ますと、多分このバスはもう5台程度はないと間に合わないかということがございます。それと、正直申しまして銀河線につきましては、並行してバスが今路線バスが走っていると。このデュアルモードビークルの本来の売りと言いますか、長所というのは、そこから鉄道から降りたところからでないと、車でないといけない部分、例えば知床ですとか、そういったものが、そういったとこの行き先が特定されているものに対しては非常に有効だろうと言われてます。ただ、これ今銀河線につきましては、道路と路線バスと並行して走っていますので、あえてこのデュアルモードビークルを導入する意義がちょっと薄いのではないかということが言われております。そうしたこともありまして、関係者協議会の中で、数度にわたりまして検討しました結果、現実的にはデュアルモードビークルの効果は薄いのではないかという結論に達したところでございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第23号

議長（柴田喜八君） 日程第4で議案第23号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

86ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第23号、網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について、人事案件ですので、私から説明をいたします。

議案書86ページでございます。

網走支庁管内の町村が、共同で設置しています網走支庁管内町村公平委員会の委員として、平成13年4月からご活躍をいただいています宇佐美不二夫氏が、この3月31日をもちまして任期満了となりますが、引き続き委員として選任いたしたくご同意をお願いするものでございます。

宇佐美氏のご経歴について、簡単にご紹介させていただきます。宇佐美氏は昭和11年7月22日生まれの満68歳で、佐呂間町にお住まいでございます。佐呂間町総務課長などを歴任されたのち、昭和63年11月から助役を3期、12年にわたり努められ、平成12年10月に任期満了に伴い退任されました。このように宇佐美氏は、長年の地方公務員特別職として豊富な行財政の経験をお持ちの方であり、公平委員として適任者と考えますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの4年間でございます。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。意義なしと認めます。

よって討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第23号の採決を行います。本案は原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

議案第26号

議長（柴田喜八君） 日程第5、議案第26号を議題といたします。

提出者からの説明、提案理由の説明を求めます。92ページです。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第26号について説明申し上げます。

議案書の92ページお聞きいただきたいと思います。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

この先月処分の内容につきましては、議案書94ページ以降の専決処分書のとおりであ

りますが、平成16年度訓子府町一般会計補正予算について、急施を要したため専決処分をしたものであります。

それでは専決処分書により、専決処分を行なった平成16年度訓子府町一般会計補正予算、第8号の内容について説明いたしますので、議案書の94ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれに526万1,000円を追加し、予算総額を46億4,048万6,000円としたものであります。この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、96ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

96ページは、歳入予算の補正であります。まず、14款2項の道補助金につきましては、歳出で説明します保安林風倒木処理業務の財源として、全額緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金を充てることとし、526万1,000円を追加したものでございます。

続きましては、97ページの歳出予算についてでありますけれども、2款1項5目、保安林管理費について、保安林風倒木処理業務委託料として、526万1,000円を追加したものであります。

今回の補正予算につきましては、道の基金事業である緊急地域雇用創出特別対策推進事業が追加実施されることになったことを受けまして、事業実施の申し込みをしたところ2月14日に採択の内々示がございました。

本事業につきましては、早急に発注しなければ年度内の事業完了ができないため、専決処分により、予算補正をさせていただいたものでございます。

以上、専決処分を行なった補正予算の内容について、説明をさせていただきました。

議案第51号について、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

6番、橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 97ページの保安林の風倒木処理業務委託料ということで、この2月にこれが該当になってから出たと思うんですけれども、本来どうなんですかね。こういう緊急地域雇用創出特別対策推進事業ということで、もっとこの名前の通りもう少し雇用の創出になるような事業の使い方に変換できなかったかなという思いがするんですけど、その辺いかがでしょう。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） この緊急地域雇用創出特別対策事業と申しますのは、名前のとおり、不景気が続く中の労働者対策ということで、道の方で平成14年度から今年度までという予定で実施されているもので、それでこれにつきましては、この事業の採択要件として、事業費の人件費割合、いわゆる事業費に対する人件費割合が6割以上なかったらだめですと。ですから、例えば100万円の事業でしたら60万円以上は雇用、直接人件費に係るものではければだめですと。そういうような形で、かなり雇用の方にシフトした対策になっております。ですから、今回の風倒木処理につきましても、人件費は6

0%を超えるような形になっておりますので、その点をご理解いただきたいなというふうに思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） 526万円のこの処理業務委託料ですけれども、これで町内の保安林のいろいろなところにあるわけですけれども、去年の台風被害が出たような場所というのは、だいたいこれで処理できるというようなことなんですか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 町内に防風保安林については、110ヘクタールほどございます。それで去年調査いたしましたところ、被害の大きいところについては、日出中心に約2.4ヘクタール程度かなと。ですから、単費でやる場合はそこら辺しかできないのかなというふうに考えておりましたが、今回道の全額補助ということもございまして、110ヘクタール全部につきまして、すべてかかり木の伐採ですとか、あと倒伏木の枝払いを実施いたしまして、特に先ほど申し上げました日出地域の被害の大きいところについては集材をして、その他についてはなかなか集めるといってもバラバラですので、いわゆる玉切りということで、30センチ以下に切る。そういうようなことについて、すべて防風保安林で実施するというところでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

討論が内容なので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

ここで11時5分まで、休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

議案第22号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、
議案第8号、議案第9号、議案第10号

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

この際、日程第6、議案第22号、日程第7、議案第4号、日程第8、議案第5号、日程第9、議案第6号、日程第10、議案第7号、日程第11、議案第8号、日程第12、議案第9号、日程第13、議案第10号関連する議案なので、一括議題といたします。各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第22号から、順次説明を願います。

行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） 議案書の85ページをお開き願います。

議案第22号 置戸・訓子府合併協議会の廃止に関する協議について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第252条の6の規定に基づき、置戸・訓子府合併協議会を廃止することについて、置戸町と次のとおり協議しようとするものであります。記以下ですが、置戸・訓子府合併協議会の廃止に関する協議書であります。

第1項、置戸・訓子府合併協議会は、平成17年3月25日をもって廃止するものとする。

第2項、協議会規約第18条の規定による決算は、会長であった者においてこれを調整し、その結果を置戸町長及び訓子府町長に報告するものとする。

第3項、前2項に定めるもののほか、協議会の廃止に関し必要な事項は、関係町の長が協議して定めるものとする。

以上、置戸・訓子府合併協議会の廃止に関する協議について、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） それでは引き続きまして、議案第4号のご説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

議案第4号 平成16年度一般会計補正予算（第9号）のご説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正は第1条にありますように、1億1,888万円を減額し、歳入歳出それぞれ45億2,160万6,000円とするものでございます。

また第2条では、繰越明許費。第3条では、地方債の補正をあわせて行います。

2ページから5ページまでは款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

6ページ、第2表の繰越明許費でありますけれども、今回は道営おけねっぷ地区中山間地域総合整備事業と道道北見置戸線改良事業の一部が、平成17年度に繰り越されることとなったことにより、このような措置を行うものでございます。

次7ページでございますけれども、第3表 地方債の補正でございます。今回は、事業費の確定等に伴う記載額の変更でございます。限度額の増減を行なったものでございます。変更になるのは記載されておりますように、12事業にわたって総額1,020万円の増額となります。

8ページからは、事項別明細書になります。内容については、時期も年度末となりましたことから、今回の補正の大部分が事務事業の実績、あるいは精算による増減でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

37ページになりますけれども、これにつきましては冒頭で説明をいたしました繰越明許費の調書であり、38ページにつきましては、地債の調書でございますのでご覧をいただきたいと存じます。

以上簡単ではありますが、1億1,888万円を減額とする補正の特徴的な内容について、説明をさせていただきました。

ご審議をいただきご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 農林商工課長。

農林商工課長(山内啓伸君) 議案書の39ページをお開きください。

議案第5号 平成16年度訓子府町共同利用模範牧場事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ2,590万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,770万1,000円とするものであります。

次に40ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては41ページ以降の事項別明細書によって説明いたします。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成16年度訓子府町共同利用模範牧場特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長(谷方正夫君) それでは議案書45ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第6号 平成16年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,829万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,010万3,000円とするものであります。

次に46ページ及び47ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、48ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成16年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長。

議長(柴田喜八君) 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長(谷方正夫君) つきまして、平成16年度の老健会計の補正予算説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第7号 平成16年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,624万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億3,671万8,000円とするものであります。

次に52ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、53ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

この度の補正につきましては、老人医療費の伸びに伴い、制度に基づく歳入の追加及び

歳出では事業費を追加補正するものであります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成16年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(山川栄二君) 議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 平成16年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,156万円を減額いたしまして、予算総額をそれぞれ4億601万4,000円とするものであります。

56ページ、57ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、内容については58ページ以下の事項別明細書で説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成16年度介護保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 生活環境課長。

生活環境課長(菊地一春君) それでは議案書の62ページをお開き願います。

議案第9号の平成16年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

まず、第1条で歳入歳出それぞれ1,246万6,000円の減額でございます。予算総額をあわせて、歳入歳出あわせて2億5,024万円とするものでございます。

第2条でございますけれども、債務負担行為の変更につきましては64ページで説明をさせていただきます。

さらに第3条の地方債につきましても、65ページで説明をさせていただきます。

次に63ページでございますけれども、補正額を記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。その内容につきましては、66ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

64ページの債務負担行為の補正でございますけれども、農業集落排水事業において限度額100万円を限度に、さらに個別排水事業では1,000万円を限度として計上しておりますけれども、希望者がいなかったために廃止をさせていただくものでございます。

それから65ページにつきましては、地方債補正でございますけれども、農業集落排水事業の道道北見置戸線配水管移設工事に伴う補償費の増額によりまして、借入限度額960万円を500万円に変更させていただき、個別排水事業の事業費につきましては、精査によりまして、借入限度額を2,140万円を1,950万円に変更させていただくものでございます。補正後の記載の方法は補正前と同じ証書借入と利率も5%以内ということでございます。

次に66ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書であります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成16年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせ

ていただきました。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（菊地一春君） 引き続きまして、議案書70ページ。

議案第10号の平成16年度訓子府町水道事業会計補正（第5号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条でございますけれども、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただきますのものでございますけれども、収入では営業収益を20万4,000円を減額し、営業外収益でも8万3,000円を減額し、収益の総額を1億9,013万8,000円とするものでございます。

次に支出でございます。営業費用で1,500万5,000円を減額し、営業外費用でも49万4,000円を減額。費用の総額を2億2,132万9,000円とするものでございます。

第3条でございます。これは当初予算書の第4条の本文のカッコ書き、4,792万1,000円を5,545万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入では、企業債で1,470万円減額。収入の総額を55万9,000円とするものでございます。支出については、建設改良費で716万5,000円を減額し、支出の総額を5,601万5,000円とするものでございます。

第4条でございます。予算書、当初予算第7条に定めまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございますけれども、すでにご決定いただいている予定額3,609万9,000を3万2,000円減額し、総額を3,606万7,000円とするものでございます。

第5条でございますけれども、これも当初予算の第8条に定めまして他会計補助金の既決予定額の3,710万1,000円を8万3,000円減額し、総額で3,701万8,000円とするものでございます。

第6条でございますけれども、これも当初予算の第9条に定めまして棚卸資産購入限度額でございますけれども、既決予定額の587万1,000円を242万1,000円減額させていただきます、総額を345万円とするものでございます。

71ページから72ページをお開きください。説明書につきましては、一般会計の事項別明細にあたるものでございます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、平成16年度訓子府町水道事業会計の補正予算につきまして、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。

これより提案理由の説明が終っております一括議題の議案第22号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第22号の質疑を許します。85ページ、合併の関係です。

ございませんか。

はい。6番、橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 記以下の3番について、お尋ねを、ちょっと飲み込めないんですけども、前2項に定めるもののほか、協議会の廃止に関して必要な事項は、関係町の長が協議して定めるとありますけれども、この廃止に関して必要な事項とはどういうものがあるのか、想定されるのか教えていただきたいと。

議長（柴田喜八君） 行政改革対策室長。

行政改革対策室長（佐藤純一君） 廃止に関して必要な事項等のお尋ねでございますけれども、特に想定はしてございませんが、第1項におきまして廃止日と、第2項におきまして決算についての内容を決めてございますので、これ以外の案件が出た場合の措置ということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

はい。1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 合併協議にかかわって、訓子府と置戸の間で合併にかかわるいろいろなその行政上の合理化と言いますか、運営上を、いろいろなことを論議したと思うんですけども、合併そのものを廃止になりましたけれども、合併論議の中で本来隣同士の町ということで、お互いに力をあわせてやれるようなものがたぶん置戸の中でたくさんあったのではないかなと思うんですけども、そういう状況で今後どういうふうに生かすかということで、具体的に合併でなくてお互いに単独で自治体運営しながら広域行政を、経験を生かすと。あるいは論議の低下を生かすということで、この機会に話を進めたらいいのではないかなと。そういう必要も、たぶん考えておられるのではないかなと思うんですけども、そこら辺についてどんな展開をお持ちなのか、具体的に必要というふうに感じておられれば、この廃止協議の中でそのことをも当然論議の対象にしたらいいいのではないかなと思うんですけども、そこら辺について具体的に所見がありましたら伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今、田中議員からご質問のありました件につきましては、私どもも大事なことだというふうに認識をいたしております。合併した、しないにかかわらず、これからやはり、特に近隣とは広域行政を徹底して、やはり各事案のコストの削減等も考えながら対応していかなければ、住民サービスという面でも、大きな痛手になるというふうに考えますので、そうしたことで考えれば合併している、していないにかかわらず、今までどおり徹底した、そうした取り込みというものが大事だと思いますので、これからも隣町、あるいは北見も含め、周辺自治体とはこれまでどおりしっかり各般にわたって協議をさせていただき、広域行政の徹底を図っていききたいとそのように思っておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。ないようなので、議案第22号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を行います。1ページから一般会計予算です。

はい。13番、松浦啓博君。

13番（松浦啓博君） 先ほど助役から説明があったんですけども、1点だけちょっとお伺いをしたい、確認をしておきたいんですけども、8ページの町民税の収入の関心の町民税なんですけども、先ほど負担額が2,000円から3,000円になったと。あるいは農業所得が増えたということでの説明があって、5,880万円が追加したということなんですけども、この内訳とそれから件数、ちょっと教えていただきたいのですが。

議長（柴田喜八君） 税務管財課長。

税務管財課長（皆川義人君） 町民税の関係でございますが、内訳というご質問でございました。

所得の伸びということで、助役の方から説明がありましたけれども、昨年の課税状況の調査に、課税状況の集計結果を見ますと、給与所得においては2.68%落ちております。具体的な金額も言った方がよろしいですか。はい。平成14年の給与所得の合計が51億円ですね。平成15年が49億円になっておりますので、2.68%下がっております。

それから営業でございますが、営業が平成14年度が2億1,300万円。平成15年度が1億8,700万円ということで、11.96%下がっております。

それから、農業が大変好調であったということなんですけれども、平成14年度が1億4,000万円ほどになってございます。平成15年度が2.1倍になりまして、2億8,000万円。そのような内訳になってございます。均等割は、人数が納税義務者数が2,055人というふうに見てございます。ですから、1千円増えましたので、205万5,000円ほど増えたということになってございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 9ページから10ページにわたってなんですけれども、この中に9ページの負担金の常設保育所の利用者負担と、それから、その下の使用料の中の幼稚園の使用料関係、これらが予算で追加になってるんですけども、今年でちょっと聞きたいんですけども、保育所や季節保育所、あるいは幼稚園の対象児の入所率が現在のどのぐらいの状況になっているのか、一つ伺いたい。

それから、今回保育料など追加になってるんですけども、階層区分を変えたというようなことの影響もあると思うのですが、そのことでの影響と言いますか、この現在追加になってる金額の、どの程度の割合として出ているのかどうか、その辺伺いたい。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 常設保育所、それから幼稚園使用料の関係でお尋ねをいただきましたけども、これらの施設の対象の入所率ということでございますけども、ただいま手元に資料持ってきておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

それから2点目の階層区分の影響ということでございますけども、常設保育所につきま

しては、今回97万7,000円の追加でございます。この分の当初みていた部分が人数も減っておりますけども、それも加味しましても、約90万円ほどこの通常の分の保育料として増えているということでございます。

そのほかに延長保育の人数の増だとか、それから、お二人のいたときの減額をさせていただきますので、それら全部あわせまして97万7,000円の追加ということでございます。

それから、幼稚園の関係でございますけども、幼稚園は所得階層は預かり保育のみでございますけども、この分につきましては、人数も当初予算よりも平均で13名ほど増えてございます。そして、所得階層でも月額で大体1,600円ほど増えておりますので、総額で250万円ほどこの所得によって増えているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

はい。1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） ちょっと聞くの忘れてたんですけど、今回歳入と歳出の部分で、電子自体の関係の予算が計上されているんですけども、具体的なことで聞こうと思うのですが、これの予算措置で道と市町村が共同で協議会の運営すると、それで具体的にその措置によってどんなふうになるか、どんな影響になるのかと。特に大きな影響をこの分で与えるというようなことについて、お知らせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 18ページの19節の中の一番下にあります北海道電子自治体共同運営協議会負担金3万円についてのお尋ねだっと思っておりますけども、今、道では道が中心になりまして、LG1のネットワークを活用して、今北海道スタンダードと言われます北海道は現在208自治体がありますが、208の共通のシステムを開発して、効率化に寄与しようというねらいで、属にいわゆるハブ構想ということで行われております。

ただ、ご案内のようにそれぞれの自治体において、すでに電算のシステム化されておまして、それぞれのシステムが運用されている中で、大変システムを一つに統合していこうということには経営費も時間も技術力も相当かかるということがあります。それで今の段階では、システムを研究している段階でありまして、その会員に私どもそれぞれの自治体になって道と協力して、また、メーカーと協力してというようなまだ段階であります。将来構想的には先ほども言いましたように、共通のシステムをつくって、LG1のシステムを活用して、全道をくまなくつなぐという構想ですが、なかなか大きな目標で必ずしも今の時点では足込みが揃ってスムーズにいつているとは言えませんが、いずれにしても国が推奨しておりますIT化の波に乗った事業でございますので、会員になって情報交換等をしながら対応してまいりたいと考えております。

議長（柴田喜八君） はい。5番、佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 8ページのたばこ税のことでちょっとお伺いしたいのですが、これにつきましては、なかなか今社会的にも喫煙の公害による問題が出ているわけですけども、かなり愛煙家が多いのか、213万円の増となっておりますけれども、要因と言いますか、これ特別、税の制度が変わったわけではなくて、実質どういう内容なのか、ちょっと要因を判ればお伺いしたい、いただきたいと思っております。

それから9ページですけれども、9ページの一番下の使用料の、温泉の使用料が昨年改築して2ヶ月ほど休館いたしました。料金もかなり値上げしたと記憶しておりますけれども、この休んだにもかかわらず、増えたということの内容をちょっとお話いただきたい。説明お願いいたします。

それから10ページの一番上の手数料でありますけれども、これ廃棄物処理手数料がごみが相当減ったということなのか、もうこれ袋代なんでしょうかね、ちょっとこのことについてお願いをいたします。

以上です。

議長（柴田喜八君） 税務管財課長。

税務管財課長（皆川義人君） ただいまたばこ税についてのご質問がございましたが、当初予算におきましてはあまり大きく見込んで予算を組んでいますと、歳入欠陥ということも生じますので、多少抑えた金額で予算計上しております。

先ほど議員おっしゃいましたように、最近いろんな報道でも言われてますように、たばこが非常に健康を害するということで、世界的に見てもいろいろ規制も広がりまして、喫煙人口も減ってますし、当然のことながらたばこの消費本数の減っていくという傾向でございまして、統計を見ますとうちの方でもたばこの方も年々大幅な減少はないですけれども減ってるようでございます。

昨年につきましては、当初予算を持ってた以上に本数が売れたということで、増額の補正をさせていただいているところでございます。従いまして、従量割制度改正、金額の改定とかそういうものではなくて、本数によっての従量割での増加という形でご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 9ページの使用料の民生使用料温泉保養センター使用料の追加の関係でございます。これにつきましては、二つほど要因でございます。

一つにつきましては、当初予算で休館日、休暇期間を2カ月とみてたんですが、実際は3カ月かかったと。にもかかわらず、増加したということにつきましては、当初入増人数について44,500人ということを想定しましたが、1カ月休みが伸びたにもかかわらず、実際46,200人ほどになるという見込みでございます。これは改修後、8月の中旬から入ってますんで、9月から1月までの対前年比で見ますと、人数で対前年比124%。収入で対前年比141%と、当初の想定を超える方に入っていたということで、期間が短くなったにもかかわらず使用料が増えた。

それともう一つにつきましては、当初まだ例えば大人の料金でいきますと320円ということで、利用量を計算して出しておりました。それで6月の条例改正によりまして370円になって、50円上がったということも、もう一つの要因ということで144万円の追加という形になってございます。

議長（柴田喜八君） 生活環境課長。

生活環境課長（菊池一春君） 議案書の10ページの上段の手数料、衛生手数料でございます。

1,785万4,000円の減額補正をお願い申し上げました。議員もご指摘のとおり、私どもが予想していたよりも遥かにごみ量が減少したという状況でございます。

この目標の数字でございますけども、実は平成12年度の北見ブロックのごみ処理の広域計画というのがございまして、1市4町が入っております。そこで大筋、大まかなごみの総体の排出量を算出したものでございますけども、それに基づいて、袋を計算させていただきました。

当初は、生ごみ、燃やすごみ、埋めるごみ、それから粗大ごみの1メートル未満と粗大の1メートル以上等合わせて枚数で申しますと、49万8,000枚を予定してございました。実績も含めて、現時点では24万5,750枚の見込みでございますから、枚数的に申しますと約半分に落ちてるということでございます。収入、金額で申しますと、それらの袋が当初3,284万円みてございましたけども、1,549万円直接搬入等々含めて提案しております1,785万4,000円の減でございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。ありませんか。

（質疑なし）

議長（柴田喜八君） はい。ないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。次に、議案第5号の質疑を行います。39ページです。牧場会計。

（質疑なし）

議長（柴田喜八君） ないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に議案第6号の質疑を行います。45ページになります。国保会計です。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） ちょっと参考までに聞きたいんですけども、国保の関係の歳出見ますと、療養給付費が非常に金額的に多いんですが、その中でも人数の割合にしたら退職者被保険と療養給付費の大きさは際立っていると言いますか、状況から言えばそんな状況にあると思います。参考までにちょっと聞きたいんですけども、療養給付費の特に退職者分での大きなその要因になってるのにどんなものがある、今ちょっとどんな状況なのか教えていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長（谷方正夫君） ただいま50ページの療養給付諸費給付費に關しまして、退職被保険者分の療養給付が非常に大きいという、その内容についてのご質問でございますけども、分析したものはちょっと今手元にはございませんけども、退職被保険者につきましては、人数が大変少なくてちょっとその中の何人かが大きな医療費がかかるということになれば、金額がかなり影響してくるということで、ご理解いただきたいと思っております。

最近の例でいきますと、やはりちょっと悪性疾患と言うか、がんとかになりますと、末期の治療では相当の医療費が出てるといような状況もございまして、その辺ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

はい。ないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に第7号の質疑を行います。51ページ。

渡邊守彦君。

10番（渡邊守彦君） 53ページの返納金、雑入。これは先ほどもあったんですけども、それから後の介護保険にも出てくるんですけども、一連の不正受給の関係の返納金なのか、それと今年度でもってその返納金は全額、次の年にまたがらない、今年度で全部終るのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと。

議長（柴田喜八君） 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長（谷方正夫君） ただいま53ページの下の方の返納金について、渡邊議員の方からご質問ありましたけども、おっしゃるとおりこの返納金につきましては、医療機関における不正受給とか、不当受給にかかわるものでございまして、これが今のところは2病院から返納された金額を計上させていただいております。また、年度内にその返納金が全て終わるのかというご質問でございまして、それにつきましては、年次計画でかなり長い期間かかって返納されるということ。または、その病院自体の所在がなくなるといった実態もございまして、意志としては支払いたいという気持ちの申し出はあるんですけども、実際にその話が進んでないというのが現状でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

はい。ないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に議案第8号の質疑を行います。55ページ。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） 老人保健会計それから国保だとか、介護保険関係みますと、数字以上高齢化社会進んでいるというのがよくわかるんですけども、この介護保険の関係で、61ページにある基金積立の関係で、今回積立、当初積立を予定しているのを補正をして減額をすると。

ちょっと聞きたいのは、第1期目の介護保険が始まったときに、介護保険の運営上経費が足りなくて、基金のとか、借入れをしたと。そういうことで、現在借入れした分の償還と積立を計画に沿ってやっているわけですけども、これでちょっと気になるのが、計画との関係でちょっとどんなふうな状況になっているのか、一つ聞きたいと。計画どおりいっているのかどうかということですね、特に聞きたいのは。

それから、もう一つは介護保険関係と国保とももちろん絡むんですけども、保険料の徴収に絡んで普通徴収の状況で、今回も滞納繰越分の減額計上にちょっとなってますけども、今の状況ですから人の数が動くと言いますか、それももちろんあるんでしょうけれども、それだけではなくて、徴収にんえられないと言いますか、要するにお金を払えないと、保険料を納められないというようなことが通常、当然あるのかなと思うんですけど、そこから辺がちょっと今どんな状況になっているのか、教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） ただいま2点ほどのご質問をいただきました。

まず1点目の61ページの基金積立金に関してのご質問でございまして、ここで計上する基金積立金につきましては、いわゆるその当該年度の保険給付に要する金額の歳入歳出の差を積み立てするというので、この予算を計上しているものでございまして、議員ご質問ありました一期目の3年間で不足して750万円ほど道の方から借りておりますけども、その分とはまた別個な形で計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。750万円の分につきましては、平成15年度から17年度までの3年間で返済をするということで進めております。ということで、この積立金については、当該年度のいわゆる差し引きで残った分を積み立てするということでございますので、ご理解をいただければと思います。

福祉保健課長（山川栄二君） そのとおりでございまして、歳入の中からこの分についても歳出分を差し引いて、それでもわずかですけれども残ると。それを基金で積み立てをするということでございますので、ご理解をいただければと思います。

それから58ページの普通徴収における滞納の分。滞納繰越の分でご質問いただきました。若干やはり徴収が遅れている方が数名おられますけれども、実際徴収に答えられないというものは、今のところはないというふうに思っております。本人と話し合いをしながら計画的に納めていただいているという状況でございますので、今のところ何とか徴収できるのでないかと考えております。

議長（柴田喜八君） はい。12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 60ページの一番下の方、介護サービス等の諸費であります。

一つは、居宅介護サービス給付費で1,900万円ほど増えておりますけれども、このサービスの特に特出しているサービスがあれば教えていただきたい。

その下の施設介護サービス給付費でありますけれども、これは利用者の減ということでありまして、2,053万円の減と。これも大きな数字となっております、当初から比べると、どのくらいの減、人数的に減になっているのか教えていただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） はい。福祉保健課長。

福祉保健課長（山川栄二君） 60ページの介護サービス等諸費の中の居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費。それぞれ追加、減でございますけれども、まず居宅介護サービス給付費につきましては、当初予定をしていなかったショートステイが大幅に利用増があったというのが1点と、それから痴呆性の高齢者のグループホームの入社予定も1名程度見込んでおりますけれども、人数が4名に増えたということで、その分の大きな要因がございます。

それから施設介護サービス給付費2,053万円の減でございますけれども、これにつきましては、いわゆる施設の入所者ということでございますので、特別養護老人ホームにつきましては、44名の予定をしていたのが45名ということで1名、これは増になっております。

そのほかに老健施設、老人保健施設ですけれども、これにつきましては18名の予定が14名ということで4名が減になっております。

それとあと療養型の病床と言いますか、こちらの方の入所者が13名を予定しておりましたのが、8名ということで5名の減ということで、これらの要因で大幅に減となっているものでございます。

議長（柴田喜八君） はい。ほかにございませんか。

（質疑なし）

議長（柴田喜八君） ないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に議案第9号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長（柴田喜八君） はい。ないようですので、議案第9号の質疑を終了いたします。
次に議案第10号の質疑を行います。70ページ、水道会計になります。

はい。9番、高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 70ページの支出、第1款水道事業費。この中で、第1項の営業費用、それから営業外費用の最後の集計が違うように思うんですけども、どこが違うんでしょうか。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（菊地一春君） ここで出てまいります支出の部分のトータルにつきましては、営業費用の中でもさらにここに出ていない細かいものがございますので、トータルとしては合いませんので、ここはちょっとご理解いただきたいと思います。科目が、款項目の科目が全然多岐にわたっておりますので、ここで例えば予定額と補正としてうんぬんということがございますから合わない部分があるということで、ご指摘のとおりでございますのでご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 5番、佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） 71ページ。支出の配水及び給水費の中の材料費で、説明あったのかどうかちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、材料費の水道メーターの購入費が199万2千円の減となっておりますが、計画から言いますと半分ぐらいだと思いますが、この要因について説明をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（菊地一春君） 当初、ここでは検満メーターと、故障分のものを見込んで予算計上させていただいています。例えば、直径が13ミリの検満メーターでございますと、予定価格では1万7,500円の88台をみてございました。実際には、1万1,500円。これ執行入札の価格が1万1,550円の77台。当初8年前の数字を元にして、このようにして想定して満度に組んでおりましたけども、実際の実績の中で幾分台数の違い、台数の違いは口径の違い等が出てまいります。それから単価の削減と言いましょか、入札の見積りの結果に伴う残が出てまいりまして、当初予算が498万2,000円ございましたけれども、結果として実績で307万3,000円で、およそ190万円ほどの減が出てるという内容でございます。

それから水道メーターの購入につきましては、平成16年度分としては故障が特にございませんでしたので、これからまだ1カ月ございますから3月中にあるということも想定して、当初20万7,000円だったものを15万7,000円を減額させていただいて、この残った期間で出たときに対応させていただくということでございます。

議長（柴田喜八君） はい。9番、高橋徳男君。

9番（高橋徳男君） 先ほどのところなんですけども、これでいくと約30万円くらい違いますか、金額にして。そうしますと、この分の数字はやはり載せておかなければいけない数字でないかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

議長（柴田喜八君） はい。水道課長。

水道課長（菊地一春君） 今、この大まかな第2条の中身のちょっと時間をください。ちょっと今資料を持ってきてませんので、ここの今のあわない数字のこれは一体何なのかという部分のお時間をいただきたいと思います。

大変失礼しました。

予備費の30万円で、第3項の予備費の30万円でございます。合うと思いますけども、実際に変化のあるものについてのみ載せているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） よろしいですか。

はい。ほかにございませんか。

はい。ないようですので、議案第10号の質疑を以上いたします。

ここで、先ほど常設保育所関係の保留しておりましたことについて発言を許します。

はい。管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 先ほどの9ページの関係で、常設保育所、それから幼稚園の使用料の関係でお尋ねをいただきました保育所、幼稚園の入所率につきましてお答えさせていただきます。

まず、対象者につきましては、年度当初ということで押さえておりますので、そのことをまずご理解をいただきたい。

それから入所者につきましては、常に保育所の場合は異動がございますので、現在年度末で押さえている分と若干対象者の定数等もありますので、それを調整しましての数字ということでご理解をいただきたいと思います。

まず、0歳児につきましては、9.6%でございます。それから1歳児は14.8%、2歳児21.7%、3歳児96.4%、4歳児100%でございますけども、これにつきましては、保育所に6名と幼稚園児40名ということでございまして、どちらかに入るとということで100%ということでご理解いただきたいと思います。それから5歳児につきましても、これは幼稚園でございますけども、100%というような状況でございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論をお願いします。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありますか。

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第22号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第22号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって第22号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

町政執行方針、教育行政執行方針

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

日程第14、深見町長から町政執行方針、小野教育長から教育行政執行方針がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） 平成17年、第1回定例町議会の開会にあたり、町政執行方針を申し上げ、町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

（以下、町行政執行方針説明、記載省略）

険しい自立の道を歩みながら町の懸案事項を推進していくために、町議会議員の皆さま及び町民の皆さまの一層のご理解とご指導、ご協力を心からお願い申し上げます、平成17年度の町政一向方針といたします。

ありがとうございました。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 平成17年第1回定例町議会の開会にあたり、教育委員会所管の教育行政執行方針について申し上げ、町議会議員の皆さま並びに関係機関、町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

（以下、教育行政執行方針説明、記載省略）

以上、平成17年度の教育行政に係る主要施策等について申し上げましたが、町内外を取り巻く厳しい諸情勢等を十分認識しながら、町民の皆さまと一緒に、新しい時代にふさわしい心豊かな人づくりと文化の香り高いふるさとづくりをめざしてまいりたいと考えておりますので、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの深いご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成17年度の教育行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

散会の宣言

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会することに決しました。

ご苦労さまでした。

明日は午前10時からです。

散会 午後 3時04分